

# 給水装置工事設計施工基準

平成 26 年 4 月

大野城市上下水道局



## 略記

「法」＝水道法(昭和 32 年法律第 177 号)

「施行令」＝水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)

「施行規則」＝水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)

「基準省令」＝給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号)

「厚生労働省告示」＝給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成 9 年厚生省告示第 111 号)

「条例」＝大野城市水道事業給水条例(平成 9 年条例第 14 号)

「施行規程」＝大野城市水道事業給水条例施行規程(平成 10 年企管規程第 5 号)

「基準規程」＝給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(昭和 61 年 11 月 28 日企管規程第 3 号)

「指定工事業者に関する規程」＝大野城市指定給水装置工事業者等に関する規程(平成 10 年企管規程第 4 号)

「管理者」＝大野城市水道事業管理者

「指定工事業者」＝指定給水装置工事業者

「主任技術者」＝給水装置工事主任技術者

## 目次

第1章 総則	1
1. 目的	1
2. 給水装置の定義	1
3. 給水装置の種類	1
4. 給水装置工事の種類	1
5. 給水装置工事の施工における遵守事項	2
6. 給水装置工事の概要	3
7. 給水装置及び水道メーターの管理	3
第2章 指定工事業者	5
1. 指定給水装置工事事業者制度	5
2. 指定の要件(法第 25 条の 3)	5
3. 指定工事業者の責務(法第 25 条の 8)	6
4. 主任技術者の職務	7
5. 主任技術者の役割	7
6. 主任技術者に求められる知識と技能	8
7. 基準適合品の使用等	12
8. 指定工事業者による主任技術者の支援	12
9. 給水装置工事記録の保存	13
10. 指定工事業者が取り組むべき課題	15
11. 指定工事業者の研修制度	16
第3章 給水装置の構造及び材質	17
1. 給水装置の構造及び材質の基準	17
1.1 給水装置の構造及び材質 (法第 16 条)	17
1.2 給水装置の構造及び材質の基準 (施行令第 5 条)	17
1.3 基準省令	19
1.4 給水管及び給水用具の指定 (条例第 8 条)	29
1.5 基準規程	29
2. 給水装置の主な種類	31
2.1 給水管	31
2.2 分水栓	32
2.3 止水栓	33
2.4 水栓類	34
2.5 ボールタップ	35

2.6 洗浄弁 .....	36
2.7 減圧弁 .....	36
2.8 逆止弁 .....	37
2.9 空気弁及び吸排気弁 .....	38
2.10 湯沸器 .....	38
2.11 浄水器 .....	40
第4章 給水装置の基本計画 .....	41
1. 基本調査 .....	41
2. 給水方式の決定 .....	42
2.1 直結直圧式 .....	42
2.2 受水槽式 .....	43
3. 計画使用水量の決定 .....	45
3.1 用語の定義 .....	45
3.2 計画使用水量の決定 .....	45
4. 給水装置の設計 .....	54
4.1 給水管の口径決定手順 .....	54
4.2 損失水頭の計算 .....	56
4.3 給水主管及びメーターの口径 .....	64
4.4 口径決定の計算例 .....	66
4.5 戸建住宅等における口径決定計算の省略 .....	78
4.6 水理計算書の提出 .....	78
5. 図面作成 .....	79
第5章 工事施工に伴う申請手続等 .....	83
1. 給水装置工事の施工承認 .....	83
1.1 施工承認の意義 .....	83
1.2 施工承認する工事 .....	83
1.3 承認条件 .....	83
1.4 承認書の交付 .....	84
2. 給水装置工事の申込 .....	84
2.1 提出書類 .....	84
2.2 受付 .....	85
2.3 設計審査 .....	85
3. 工事変更等の取り扱い .....	85
4. 事前協議等 .....	86
5. 工事竣工検査の申込 .....	87
6. 工事記録写真 .....	88

第6章 給水装置工事の施工.....	91
1. 給水管の分岐.....	91
1.1 管理者への連絡調整.....	91
1.2 給水管の分岐.....	91
1.3 分岐の方法.....	92
1.4 分岐工事.....	93
2. 配管工事.....	97
2.1 給水管の埋設深さ.....	97
2.2 給水管の明示.....	97
2.3 給水管の配管.....	100
3. 止水器具等の設置.....	102
3.1 公道上又は私道上.....	102
3.2 敷地内.....	103
4. 水道メーターの設置.....	106
4.1 水道メーターの設置基準.....	106
4.2 水道メーターの管理.....	106
4.3 水道メーターの設置場所.....	107
4.4 水道メーターの種類.....	107
4.5 メーターボックス等の構造及び寸法.....	109
4.6 メーター周りの配管.....	111
4.7 直結式の集合住宅等で、建物内にメーターを設置する場合の基準.....	111
5. 節水型機器の使用.....	117
6. 元付け型（配管組込型）浄水機器等の使用.....	117
7. 受水槽設備.....	118
7.1 受水槽の設置位置.....	118
7.2 受水槽の構造.....	118
7.3 付属設備.....	119
8. 水道直結式スプリンクラー.....	126
8.1 住宅用スプリンクラー.....	126
8.2 特定施設水道連結型スプリンクラー.....	126
9. 配管方法.....	127
10. 土木工事.....	133
10.1 土工事.....	133
10.2 道路復旧工事.....	134
10.3 現場管理.....	135
【参考 市道掘削者・占有者が守るべき事項及び条件（道路管理者）】.....	136

11. 給水装置工事の施工管理 .....	140
11.1 施工管理 .....	140
11.2 安全管理 .....	141
11.3 労働安全衛生 .....	142
12. 水の安全・衛生対策 .....	142
12.1 水の汚染防止 .....	142
12.2 破壊防止 .....	143
12.3 侵食防止 .....	144
12.4 逆流防止 .....	144
12.5 凍結防止 .....	144
12.6 クロスコネクション防止 .....	145
13. 検査 .....	146
13.1 主任技術者が行う検査 .....	146
13.2 管理者が行う検査 .....	148
14. 維持管理 .....	149
14.1 漏水の点検と予防 .....	149
14.2 給水用具の故障と修理 .....	149
14.3 異常現象と対策 .....	149
14.4 事故原因と対策 .....	152
様式・例規集 .....	155
○大野城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 .....	162
○大野城市水環境の保全及び節水型都市づくり条例 .....	165
○大野城市水道事業給水条例 .....	166
○大野城市水道事業給水条例施行規程 .....	178
○給水装置の構造及び材質の基準に関する規程 .....	183
○大野城市指定給水装置工事事業者等に関する規程 .....	186
○大野城市共同住宅における各戸検針等実施規程 .....	194
○大野城市集中検針を実施する共同住宅の遠隔メーター取替え等に係る助成金交付要綱 .....	201
○大野城市水道事業節水要綱 .....	204
○漏水による使用水量の認定に関する要綱 .....	207
○大野城市専用水道及び簡易専用水道に関する規則 .....	209
○水道法（抄） .....	212
○水道法施行令（抄） .....	227
○水道法施行規則（抄） .....	230
○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 .....	249

○建築基準法施行令（抄） .....	258
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄） .....	260
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄） .....	261
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄） .....	261
○建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄） .....	264